



令和5年6月20日  
大臣官房総務課

## 「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定

令和5年度の国土交通省の組織改編等を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（令和5年7月1日施行）

### I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。

### II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

- （1）国土政策局及び不動産・建設経済局の所掌事務並びに政策統括官の職務の変更  
所有者不明土地対策などの土地政策を推進する体制の強化のため、国土政策局の所掌事務及び政策統括官の職務のうち土地政策に係るものについて不動産・建設経済局に移管する（関連する課事務の移管を含む。）。
- （2）道路局に置く参事官の数の変更  
高速道路の更新事業に係る業務等の着実な実施に向け、多岐にわたる関係者と高度な調整を進めるため、道路局に参事官を1人新設する（1人→2人）。
- （3）その他所要の改正

### III. 今後のスケジュール

公 布：令和5年6月23日（金）

施 行：令和5年7月 1日（土）

#### **【問い合わせ先】**

大臣官房総務課 法規第二係長 豊福 代表：03-5253-8111（内線21-463）  
直通：03-5253-8184